

北広島市交通安全計画策定懇話会設置要綱を次のように定める。

令和3年8月16日

北広島市長 上野 正三

北広島市交通安全計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 第11次北広島市交通安全計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、関係行政機関及び関係団体から意見を求めるため、北広島市交通安全計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 懇話会は、計画案について、意見交換及び協議を行うものとする。

(構成)

第3条 懇話会は、次に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- (1) 道路管理者
- (2) 警察関係者
- (3) その他関係団体から選出された者

2 構成員の任期は、計画が策定される日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、懇話会の会議の議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、市民環境部市民課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画策定の日限り、その効力を失う。